

Baycom ADSL契約約款

株式会社ベイ・コミュニケーションズ

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、Baycom ADSL契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりBaycom ADSL（以下「ADSLインターネット」といいます。）を提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
ADSLインターネット	当社が行う電気通信サービスであって、DSL方式を用いて当社及び相互接続事業者の電気通信回線、並びに特定協定事業者の電気通信設備を介してインターネット網へのアクセスを提供するサービス
DSL方式	変復調装置を用いて高速の符号伝送を可能とする通信の伝送方式であって、その契約者回線に係る電気通信回線設備の回線距離若しくは設備状況、他の電気通信サービスに係る電気通信回線設備等からの信号の漏えい又は契約者回線の終端に接続される電気通信設備の態様等により、その契約者回線による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用出来ない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用出来ない状態と同程度となる場合を含みます。以下「DSL方式に起因する事象」といいます。）となる場合があるもの
利用契約	当社からADSLインターネットの提供を受けるための契約
契約者	当社と利用契約を締結している方
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
電気通信設備	電気通信を行うための機械、用具、線路その他の電氣的設備
ADSLモデム	当社及び特定協定事業者の電気通信回線の終端に位置し、端末設備とインターネット接続サービスに係る当社設備との間の信号変換機能を有する電気通信設備
契約者回線	契約者が電話端末利用に際してNTTと契約している電気通信回線
自営端末設備	契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	第一種電気通信事業者（電気通信事業法第9条第1項の許可を受けた者をいいます。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
技術基準	省令で定める技術基準（端末設備等規則）
相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している、以下の電気通信事業者 イー・アクセス株式会社
特定協定事業者	西日本電信電話株式会社

第2章 サービスの種別

(サービスの種別)

第4条 契約には、別に定める料金表に記載する品目があります。

第3章 契約

(契約の単位)

第5条 当社は、契約者回線1回線ごとに、1の利用契約を締結します。この場合、契約者は1の利用契約につき1人に限ります。

(契約の成立)

第6条 利用契約は、ADSLインターネットの利用申し込み者（以下「申し込み者」といいます。）があらかじめこの約款を承認したうえで第9条（申し込み方法）の規定により申し込みを行い、当社がこれを承諾したときに成立します。

(最低利用期間)

第7条 ADSLインターネットの最低利用期間は6ヶ月間とし、利用期間は第37条（課金開始日）に定める課金開始日より起算します。なお、最低利用期間内に解約された場合は、残余の期間に対応する利用料に相当する額（消費税を含む）を一括して支払うものとします。

(提供区域)

第8条 提供区域は、大阪市西部・尼崎市・西宮市・伊丹市とします。

(申し込み方法)

第9条 申し込み者は、ADSLインターネットを提供するために必要な事項を記載した所定の加入申込書を当社に提出して申し込みを行うものとします。

(申し込みの承諾等)

第10条 当社は、ADSLインターネットの利用申し込みがあったときは、原則として申し込みを受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、ADSLモデムを設置するために必要な電気通信設備に余裕がない場合等、当社が必要と認めるときは、ADSLインターネットの加入申し込みの承諾を延期し前項の順序を変更することがあります。

3 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、ADSLインターネットの利用申し込みを承諾しないことがあります。

(1) 当該申し込みに係るADSLインターネットの提供に必要な電気通信設備の新設、改修又は保守が、当社の業務の遂行上又は技術上著しく困難なとき

(2) 電気通信回線を所有する事業者の回線適合調査により、契約者回線が当社のADSLインターネット利用に適しないことが判明したとき。

(3) 申し込み者が当該申し込みに係る契約上の義務を怠ることが明らかなき

(4) 申し込み者が第32条（提供の中止）第1項に該当し、現にADSLインターネットの提供を当社から停止されているとき

(5) 利用申込書に虚偽の事項を記載したとき

(6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき

4 前項の規定によりADSLインターネットの利用申し込みを承諾しない場合は、当社は、申し込み者に対しその旨を通知します。

(契約事項の変更)

第11条 契約者は、契約事項の変更を書面により当社に請求することができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、前条（申し込みの承諾等）の規定に準じて取り扱います。

(契約者の氏名等の変更)

第12条 契約者は、その氏名、商号、代表者、住所等に変更があったときは、当該変更の事実を証明する書類を添えて速やかに当社に届け出ていただきます。

(利用の一時中断)

第13条 当社は、契約者から請求があったときは、契約者回線を他に転用することなく一時的にADSLインターネットの利用の中断を行います。

2 前項の一時中断の期間は、中断開始の日から起算して6ヶ月を限度とします。

(権利の譲渡)

第14条 利用契約に基づきADSLインターネットの提供を受ける権利(以下「利用権」といいます。)の譲渡は、当社の承諾を得なければその効力を生じません。

2 利用権の譲渡について当社の承諾を得ようとする契約者は、当社が別に定める書面により、譲受人とともに当社に請求していただきます。ただし、契約者が利用権の譲渡に関する手続きの一切を当該譲受人に委任した旨を記載した書類又は同様の事実を公的機関が証明した書類の添付があるときは、譲受人が単独で請求することができます。

3 前項の請求があったときは、当社は、第10条(申し込みの承諾等)の規定に準じて取り扱います。

4 当社が利用権の譲渡を承諾したときは、譲受人である新しい契約者は、当該利用契約に係る一切の権利及び義務を承継します。

(法人契約者の地位の承継)

第15条 契約者である法人の合併その他の理由による地位の承継が行われたときは、当該地位を承継した法人等は、当社が別に定める書面に承継の事実を公的機関が証明した書類を添えて、速やかに当社に届け出ていただきます。

2 前項の場合、当社は、第10条(申し込みの承諾等)の規定に準じて取り扱います。

(個人契約者の地位の承継)

第16条 契約者である個人が死亡したときは、当該個人に係る利用契約は終了します。ただし、相続開始の日から2週間を経過する日までに当社に申し出るにより、相続人(1人に限ります)は、死亡した契約者の当該利用契約上の地位を承継し引き続きADSLインターネットの提供を受けることができます。

2 前項のただし書きの場合、当社は、第10条(申し込みの承諾等)の規定に準じて取り扱います。

(当社が行う契約の解除)

第17条 当社は、第31条(提供の停止)の規定によりADSLインターネットの提供を停止された契約者が、停止期間中に当該停止の原因となった事由を解消しない場合は、その利用契約を解除することがあります。

2 当社は、契約者が第31条(提供の停止)第1項各号のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める提供の停止をすることなく利用契約を解除出来るものとします。

3 当社は、前2項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により契約者にその旨を通知します。

(契約者が行う契約の解除)

第18条 契約者は、ADSLインターネットを解除するときは、当社に対し解除の10日前までに書面によりその旨を通知していただきます。

第4章 付加機能

(付加機能の提供等)

第19条 当社は、契約者から請求があったときは、別に定める料金表によりADSLインターネットに係る付加機能を提供します。ただし、当該契約者が必要な費用の支払を怠り若しくは怠るおそれがある場合又は技術的困難がある場合には、その請求を承諾しないことがあります。

(付加機能の廃止)

第20条 契約者は、付加機能を廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。

2 当社は、利用契約が解除となった場合には、当該契約に係る付加機能を廃止したものとして取り扱います。

第5章 ADSLモデムの提供等

(ADSLモデムの提供等)

第21条 ADSLインターネットを受けるために必要なADSLモデムは、当社が提供します。

- 2 ADSLモデムを動作させるために必要な費用は、契約者に負担していただきます。
- 3 ADSLモデムを動作させるために必要な電気及び契約者回線の設置に伴い必要となる電気は、契約者に提供していただきます。
- 4 契約者は、ADSLモデムを本来の用法に従いかつ善良な管理者の注意をもって使用し、利用契約が終了したときは直ちに当社に返還していただきます。
- 5 契約者は、ADSLモデムについて次の各号の行為はできません。万一、契約者が違反した場合、当社は契約の解除及び損害金の請求の権利を有します。
 - (1) 本来の用法によらない方法で使用し、当社のADSLインターネットを不正に受けるまたは受けようとする
 - (2) 転貸、譲渡、質入れ等すること
 - (3) 当社の承諾を得ずに定められた設置場所から移動または接続変更すること
 - (4) 分解または変更を加えること
- 6 契約者は、ADSLモデムの性能、機能が不完全の場合、通常の使用上障害になると認められる外観上の瑕疵がある場合を除き、ADSLモデムの交換の要求はできません。
- 7 契約者の故意、過失、第三者の行為によりADSLモデムの損傷、紛失等が生じた場合、契約者は、直ちに当社に申し出ていただきます。この場合、その修理、復旧に要するすべての費用は契約者に負担していただきます。
- 8 契約者は、返還までに生じたADSLモデムの毀損、盗難、滅失については、契約者の責に帰すべき場合には、代替機器の購入代価又は修理代相当額を損害賠償として当社に支払っていただきます。

(ADSLモデムの移転)

第22条 当社は、契約者から請求があったときは、契約者の費用負担によりADSLモデムの移転を行います。

- 2 移転により契約者回線の番号が変更になる場合は、第10条(申し込みの承諾等)の規定に準じて取り扱います。

(ADSLモデムに故障が生じた場合の措置)

第23条 契約者は、ADSLモデムに故障が生じた場合、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

- 2 前項の通知があったときは、当社又は当社の指定する業者がその原因を調査し、当該モデムの修理を行います。
- 3 第1項の故障が契約者の責に帰すべき事由により生じた場合は、その調査及び修理に要した費用は契約者に負担していただきます。
- 4 第2項の調査の結果、ADSLモデムに故障のないことが判明した場合は、契約者は当社に対しその調査に要した費用を支払っていただきます。

第6章 自営端末設備の接続

(自営端末設備の接続)

第24条 契約者は、その契約者回線等の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営端末設備を接続することができます。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約者は、技術基準等に適合することについて指定認定機関(事業法施行規則第32条第1項第5号に基づき総務大臣が指定した者をいいます。)の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続することはできません。

(自営端末設備に異常がある場合等の検査)

第25条 当社は、契約者回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。

- 2 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 3 前々項の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線等から取りはずしていただきます。

第7章 自営電気通信設備の接続

(自営電気通信設備の接続)

第26条 契約者は、その契約者回線等の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線等に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称そ

の他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

(1) その接続が技術基準等に適合しないとき。

(2) その接続により当社の電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。）の保持が経営上困難となるとき。

3 当社は、2の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

4 3の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

5 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)の規定に準じて取り扱います。

6 契約者は、その契約者回線等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

第27条 契約者回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第25条の規定に準じて取り扱います。

第8章 回線相互接続

(回線相互接続の請求)

第28条 契約者は、契約者回線の終端において、又は終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線と当社以外の第一種電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求を行うことができます。この場合、契約者は、当社が別に定める書類に次の事項を記載のうえ当社に提出していただきます。

(1) 接続に係る電気通信回線の名称

(2) 接続を行う場所

(3) 接続を行うために使用する電気通信設備の名称

(4) その他接続の請求の内容を特定するための事項

2 当社は、前項の請求があったときは、接続に係る当該第一種電気通信事業者の承諾が得られない場合を除き、その請求を承諾します。

(回線相互接続の変更)

第29条 契約者は、前条（回線相互接続の請求）の規定により届け出た接続の内容に変更が生じたときは、これを証明する書類を添えて速やかに当社に届け出ていただきます。

(回線相互接続の廃止)

第30条 契約者は、第28条（回線相互接続の請求）の規定により届け出た接続の内容を廃止したときは、これを証明する書類を添えて速やかに当社に届け出ていただきます。

第9章 提供の停止等

(提供の停止)

第31条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめその理由を契約者に通知したうえで、ADSLインターネットの提供を停止することがあります。

(1) 利用契約上の債務の履行を怠ったとき

(2) 自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに契約者回線に接続したとき

(3) 第24条（自営端末設備の接続）、第25条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）、第26条（自営電気通信設備の接続）、第27条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき

(4) 第50条（契約者の義務等）の規定に違反したとき

(提供の中止)

第32条 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、ADSLインターネットの提供を中止するこ

とがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき

(2) 第33条(利用の制限)の規定による時

2 当社は、前項の規定によりADSLインターネットの提供を中止するときは、あらかじめその理由、実施 期日及び実施期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

(利用の制限)

第33条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために緊急を要する事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、ADSLインターネットの利用を制限することがあります。

2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

3 ADSLインターネットの利用者が当社の電気通信設備に過大な不可を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。

第10章 料金等

(料金及び契約に関する費用)

第34条 ADSLインターネットの利用に係る初期費用、契約に関する費用、利用料金、付加機能の提供に伴って必要となる費用及び契約事項の変更に伴って必要となる費用は、料金表に定めるとおりとします。

2 ADSLインターネットの申し込みに際して、契約者が特定協定事業者に依頼した工事等に関する費用は、特定協定事業者の定めに従い、契約者が特定協定事業者を支払うものとします。

(契約者の支払義務)

第35条 契約者は、前条に定める費用の支払いを要します。

2 初期費用の支払義務は、利用契約が成立したときに発生します。なお、当社は、契約解除による初期費用の払い戻しは行いません。

3 利用料金の支払義務は、第37条(課金開始日)に規定する課金開始日に発生します。

4 契約に関する費用の支払義務は、特定協定事業者が工事に着手したときに発生します。ただし、工事の着手後完了前に契約解除又はその工事の取消しがあつた場合は、契約者は、既に着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した費用の額とします。

5 契約事項の変更に伴って必要となる費用の支払義務は、当社が第11条(契約事項の変更)に規定する請求を承諾したときに発生します。

6 付加機能の提供に伴って必要となる費用の支払義務は、当社が第19条(付加機能の提供等)に規定する請求を承諾し、付加機能の提供を開始した日に発生します。

7 第31条(提供の停止)の規定によりADSLインターネットの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスの提供があつたものとして取り扱います。

8 第32条(提供の中止)の規定によりADSLインターネットの提供が中止された場合における当該中止期間の利用料金は、第46条(利用不能の場合における料金等の精算)の規定により取り扱います。

(利用料金等の支払方法)

第36条 ADSLインターネットの利用料金は、毎月分を当社が別途定める日に支払っていただきます。

2 初期費用は、利用契約の成立後、当社が別途定める日に支払っていただきます。

3 契約に関する費用又は契約事項の変更に伴って必要となる費用は、当該契約又は当該変更の完了後、当社が別途定める日に支払っていただきます。

4 付加機能の提供に必要な費用は、毎月分を当社が別途定める日に支払っていただきます。

5 契約者は、当社の指定する方法により、支払期日の到来する順序に従ってその料金等を支払っていただきます。

(課金開始日)

第37条 ADSLインターネットの利用料金は、特定協定事業者の工事完了日から、当該日を含めて7日目の日を起算日とします。

2 当社に起因する事由により、契約者が特定協定事業者の工事完了日に利用開始出来なかつた場合は、利用開始が可能となった日から、当該日を含めて7日目を起算日とします。

3 付加機能の提供に伴う料金は、当社が付加機能の提供を開始した日の属する月分より課金を開始します。

(割増金)

第38条 契約者は、利用料金等の支払を不法に免れた場合は、その免れた金額の2倍に相当する額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(遅延損害金)

第39条 契約者は、ADSLインターネットの利用料金等又は割増金の支払を遅延した場合は、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(契約解除に伴う利用料金の精算方法)

第40条 最低利用期間を経過した後に利用契約が解除された場合は、契約者は、当該解除があった日の属する月分のADSLインターネットの利用料金を当社に支払っていただきます。

2 最低利用期間を経過する前に利用契約が解除された場合におけるADSLインターネットの契約解除月の利用料金額は、当該解除があった日から最低利用期間の末日までの期間に対応する月数に利用料金を乗じた額とします。

(付加機能の廃止に伴う料金の精算方法)

第41条 当社は、付加機能の廃止に伴う料金の精算については、前条の規定に準じて取り扱います。

(端数処理)

第42条 当社の料金計算においては、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第11章 設備の修理又は復旧

(保守)

第43条 当社は、当社が設置した電気通信設備を省令で定めた基準（事業用電気通信設備規則）に適合するよう維持するものとします。

2 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準及び技術条件に適合するよう維持していただきます。

(設備の修理又は復旧)

第44条 契約者は、ADSLインターネットの利用中に異常を発見したときは、自営端末設備及び自営電気通信設備に故障がないことを確認のうえ、当社に修理又は復旧の請求をしていただきます。

2 前項の請求に基づいて当社が係員を派遣し、当社が設置した電気通信設備について異常の有無を調査した結果、異常の原因が契約者にあったと認められるときは、その派遣に要した費用は契約者に負担していただきます。

3 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うことの出来る順序で、その電気通信設備を修理し、又は復旧します。

(電気通信設備の変更に伴う端末設備等の変更等)

第45条 当社が設置する電気通信設備についてやむを得ない限度において技術基準等の変更が生じた場合、契約者の負担による自営端末設備若しくは自営電気通信設備の変更又は改造が必要になることがあります。

第12章 損害賠償等

(利用不能の場合における料金等の精算)

第46条 当社は、ADSLインターネットを提供すべき場合において、契約者の責によらない事由または、DSL方式に起因する事象以外によりその利用が全くできない状態が生じ、かつそのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときは、契約者の請求に基づき、その利用が全くできない状態にあることを当社が知った時刻からその利用が再び可能になったことを当社が確認した時刻までの時間数を24で除した数に利用料金の月額額の30分の1を乗じて得た額を利用料金から差し引きます。ただし、当該請求をなし得ることとなった日から3ヶ月以内に当該請求が行われなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

(免責)

第47条 当社は、前条の場合を除き、契約者がインターネット接続サービスの利用に関して被った損害については、その原因の如何を問わず賠償の責任を負いません。

2 当社は、契約者回線その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に際し契約者に関する土地、家屋その他の工作物等に損害を与えた場合は、当該損害が当社の故意又は重大な過失によるときを除き、当該損害を賠償しません。

第13章 その他

(機密保持)

第48条 契約者及び当社は、ADSLインターネットの利用契約の履行に際し知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならないものとします。

(協定事業者等からの通知)

第49条 契約者は、当社が、ADSLインターネットの提供にあたり必要があるときは、協定事業者等から必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(契約者の義務等)

第50条 当社は、ADSLインターネットの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用出来るものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者はあらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、これに関する一切の責任を負うものとします。

2 契約者は、当社又は当社の指定する業者が設備の設置、調整、検査、修理等を行うため設置に係る土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めたときは、これに協力していただきます。

3 契約者は、国内外の他のネットワークを経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則に従わなければなりません。

4 契約者は、ADSLインターネットを利用するにあたって、以下の各号の内容に該当する行為をしないものとします。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 犯罪行為及びそれに結びつく行為
- (3) 第三者の権利、財産又はプライバシーを侵害する行為
- (4) 他者に不利益を与える行為、又は誹謗中傷する行為
- (5) 上記各号の他、違法行為
- (6) 約款に違反する行為その他インターネットの運営を妨げるすべての行為

(加入者に係る情報の取扱い)

第51条 当社は地域メディアとしての社会的責務に鑑み、当社代表取締役社長を個人情報管理責任者とし、厳正な個人情報の管理を実施します。また、お客様の個人情報に関する窓口業務を当社お客様センターで実施します。

2 当社がお客様の個人情報を利用する目的は以下の通りです。

(1) サービスを開始、継続、または終了するために必要な、施工監理・機器管理・システム管理・番組供給・課金管理・料金請求・障害対応などの業務遂行

(2) お客様のサービス利用に関連した、問い合わせ・相談・苦情対応、アフターサービス・点検業務・サポート、番組ガイド・メンテナンス情報などの送付

(3) 電子メール、ダイレクトメールなどを通じた、当社が提供する商品・広告・サービスに関する情報、キャンペーン・フェア・催事に関する情報、アンケート、モニターに関する情報の提供、当社 の販売促進活動

(4) サービスの新規企画・開発、顧客満足度の向上を目的とした調査分析

(5) 個人を識別できない開示用統計データの作成

上記以外の目的で利用する場合は事前にお客様の同意を得るものとします。

3 当社がお客様が、NHK 団体一括支払いサービス、デジタルサービス、オプションチャンネルおよびインターネットサービスにお申し込みの場合は、お客様の個人情報をそれぞれ日本放送協会、番組供給会社、インターネット運営

会社に提供します。また、サービス利用に係わる債権・債務の特定、支払いおよび回収のため必要な範囲で、お客様の個人情報を金融機関に提供します。

4 当社は上記3項および個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第1項第一号から第四号に該当する場合を除いて、お客様の同意なしにお客様の個人情報を第三者に提供することはありません。

5 当社はお客様に必要なサービスを提供するために、以下の業務で個人情報の預託を実施します。

- (1) サービス開始・維持・終了にともなう工事、機器設置・回収業務
- (2) 通信・ネットワークの設定、管理業務
- (3) 番組ガイド・請求書・連絡文書などの配送業務
- (4) ダイレクトメールなどの販売促進業務
- (5) ヘルプデスク業務
- (6) 料金督促業務

6 お客様から当社への個人情報のご提供は任意ですが、ご提供いただけない場合、当社のサービス提供ができない場合があります。

7 お客様の個人情報の開示・訂正・削除・苦情などは当社お客様センター（フリーダイヤル 0120-40-1173）にてうけたまわっております。

（裁判管轄）

第52条 契約者と当社の間でADSLインターネットの利用契約に関する法律上の紛争が生じた場合は、当社の住所地の裁判所をもって第一審の管轄裁判所とします。

付則

- ・当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。
- ・この約款は、2018年6月1日より実施します。（一部改訂）
- ・この約款実施前に、旧シティーウェブおおさか、旧阪神シティケーブル契約約款（以下「旧約款」といいます。）の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった利用料その他の債務については、なお従前のとおりとします
- ・この約款実施前に、旧約款の規定により実施した手続きその他の行為は、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。
- ・この約款実施の際に、旧約款の規定により提供しているサービスは、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

「クレジットカード支払いに関する特約」

1. 契約者は、契約者が支払うべき料金等を、契約者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。

2. 契約者は、契約者から当社に申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、当社が、契約者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、契約者が届け出たクレジットカード以外で当社が代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。

3. 契約者は、当社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。

4. 当社は、契約者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社または契約者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとします。

別表【料金表—Baycom ADSL】

【初期費用等】

項 目	料 金 額	備 考
登録費用	3240 円	
NTT契約料	860 円	

【利用料金】

項 目	料 金 額	備 考
基本利用料金	月額 3340 円	
NTT回線使用料		
電話共用タイプ	月額 160 円	
ADSL専用タイプ	月額 1750 円	

【付加機能使用料】

項 目	料 金 額	備 考
メールアカウント追加(1個あたり)	月額 210 円	
ホームページ容量追加(10MB)	月額 320 円	
メールリングリスト 100ユーザまで	月額 540 円	
メールリングリスト 200ユーザまで	月額 1080 円	

【諸手数料】

項 目	料 金 額	備 考
サービス変更手数料	1620 円	サービス変更
休止料	月額 750 円	
メールアドレス別名設定	月額 540 円	3回まで無料
ホームページアドレス別名設定	月額 540 円	3回まで無料

【弁済金】

項 目	料 金 額	備 考
ADSLモデム	11880 円/1台につき	

(注) 別途モデムレンタル料(540円)が必要になる場合があります。

(注) 料金表金額には消費税相当額を含みます。